

学術研究助成に関する細則

2017年6月7日制定

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第4条第5号に基づき、麻酔科学領域における適切な臨床研究を支援し、科学的根拠に基づいた麻酔科関連研究の学術研究を助成するために必要な事項を定める。

(種類)

第2条 学術研究助成には、(1) A研究 (2) B研究の2種目を置く。

(助成目的と助成対象)

第3条 学術研究助成目的と対象は以下のとおりとする。

- (1) A研究は、主として多施設で行う大型の臨床研究の奨励を目的とする。
- (2) B研究は、A研究より小規模な、単一施設もしくは多施設で行うシーズ臨床研究の奨励を目的とする。
- 2 A研究、B研究ともに、第6条第2項を除き、過去に同研究で応募歴がないものを対象とする。
- 3 A研究、B研究ともに助成対象研究に選ばれた場合、研究責任者が主任研究者として同一研究課題を厚生労働科学研究費補助金または文部科学省科学研究費補助金に申請していないことを条件とする。

(助成額と助成期間)

第4条 第3条第1項に該当する1件ごとの助成額及び助成期間はそれぞれ以下のとおりとする。

- (1) A研究は期間が3年間の研究で、各年度の助成額は1000万円以下、総額で3000万円以下とする。
- (2) B研究は期間が2年間の研究で、各年度の助成額は500万円以下、総額で1000万円以下とする。

(助成の申請)

第5条 各年度の学術研究助成の申請は、学術委員会の指定する方法で申請を行い、以下の各号に定める書類をこの法人に提出しなければならない。

- (1) 研究計画書
- (2) 学術研究助成金使用計画書
- (3) 学術研究助成金管理誓約書
- 2 学術研究助成の申請は、毎年、期間を指定して受け付ける。

(申請資格)

第6条 この法人の正会員で、所属施設において常勤勤務をしている者。

- 2 同条第1項を満たし、かつ過去に学術研究審査委員会の審査、学術委員会の審議を経て理事会で再応募を承認された者。

(組織)

第7条 この法人の理事会は、研究を選考するために、学術委員会のもとに学術研究選考委員会（以下、選考委員会）を設置する。

- 2 この法人の理事会は、選考が決定した研究の進捗を審査するために、学術委員会のもとに同条第1項とは別に学術研究審査委員会（以下、審査委員会）を設置する。

(学術研究選考委員会)

第8条 第7条第1項に定める選考委員会はこの法人の事業年度ごとに設置する。

- 2 選考委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。
- 3 選考委員会の委員は、新規募集年度におけるこの法人の役員を除く、学術集会実行委員会領域別WG長またはWG員とする。
- 4 選考委員会の委員長および副委員長は、公募期間終了後に理事会が決定し、理事長が委嘱する。

- 5 選考委員会の委員のうち2名は、公募期間終了後に理事会が、学術委員会委員から指名する。

(学術研究審査委員会)

- 第9条 第7条第2項に定める審査委員会は委員長1名、副委員長1名および委員若干名で組織する。
- 2 委員長はこの法人の学術委員長をもって充て、審査委員会を統括する。
 - 3 委員は学術委員による選出後、理事会で決定し、理事長が委嘱する。
 - 4 委員の半数は第8条で規定する選考委員をもって充てる。
 - 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 6 研究の進捗審査は理事会が別に定める審査基準に基づいて行う。

(審査基準)

- 第10条 選考委員会は、第5条第1項の提出された申請書類に基づいて審査する。
- 2 審査は、以下の項目について、理事会が別に定める選考基準に基づいて行う。
 - (1) A研究、B研究としての妥当性及び研究環境の適切性
 - (2) 研究課題の学術的重要性
 - (3) 研究課題の独創性及び革新性
 - (4) 研究計画・方法、研究資金計画の妥当性
 - (5) 研究結果の患者への有益性・社会への発信力

(決定)

- 第11条 A研究、B研究における毎年度の採択課題数はそれぞれ原則として1課題とし、採否は選考委員会の議を経て学術委員会に諮り、理事会が決定する。

(採択の通知)

- 第12条 学術研究助成の決定が行われた場合、速やかに採否を申請者に通知するものとする。

(結果の公表)

- 第13条 理事長は助成が決定した研究代表者の氏名および研究課題を電子的に公表する。

(助成金の交付)

- 第14条 研究助成金の交付は、学術研究助成金等交付に関する内規に従ってなす。

(研究計画に基づく執行)

- 第15条 受給者は、審査時に提出した研究計画に基づき、誠実に研究を遂行しなければならない。

(研究計画の変更及び辞退)

- 第16条 研究助成の採択後に研究計画の変更が生じた場合、速やかに研究計画変更承認申請書を審査委員会に提出しなければならない。
- 2 採択後に本助成を辞退する場合は、速やかに届けるものとする。

(助成の停止及び返還)

- 第17条 審査委員会が以下の事実を認めた場合、理事会は研究助成を停止し、助成金の返還を求める。
- (1) 助成金の不正使用または不正受給が明らかになった場合。
 - (2) 文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に照らして、研究活動における不正行為が明らかになった場合。
 - (3) 研究計画に変更があるにもかかわらず、研究計画変更承認申請書の提出がなかった場合。
 - (4) 著しい研究計画の不履行が認められた場合。

(研究結果の発表)

- 第18条 研究代表者は、学術研究助成が決定した時点から1年を目途に中間報告を提出すると共に、研究終了年の11月末までに所定の報告書を提出しなければならない。
- 2 研究成果については、以下の方法で公開する。

- (1) 学術研究助成終了年度の次年度末までに、この法人が開催する年次学術集会で発表する。
- (2) この法人の機関誌である「Journal of Anesthesia」をはじめとする英語の学術専門誌に論文が掲載されることを原則とする。

(業務違反)

- 第 19 条 この細則に定める義務が遵守されなかった場合、学術研究助成を受けた研究代表者は当該年度を除き3年間、本学術研究助成に申請する資格を有しないものとする。
- 2 第 14 条第 1 項および第 2 項の不正行為のほか、理事会が必要とした場合は、会員の懲罰に関する細則に則り、懲罰の対象とする。

(細則の変更)

- 第 20 条 この細則の変更は、諸規則制定に関する規程第 4 条 (3) に従ってなす。

附 則

1. この細則は 2017 年 6 月 7 日に制定し、2017 年 4 月 1 日から施行する。